

## 公的研究費の適切な管理のための本学の取組みについて

令和5年4月1日  
日本保健医療大学 学長 名取道也

日本保健医療大学（以下、本学という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に基づいて、学内規程の改訂を含めた学内の管理体制の整備を進めて参りました。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正（平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）されたことに伴い、本学の「公的研究費運営・管理・取扱規程」についても改正を行い、学内の責任体系を明確化いたしました。また、本学に設置しております学内外からの相談を受付ける窓口及び告発等の窓口についても、ご承知おき頂きたいと思っております。

新たな規程、責任体系の下、研究費の適正な管理を推進し、情報発信も含めた透明性の確保・向上を図って参ります。

### 記

#### 1. 公的研究費の不正防止に関する学内の責任体系

##### （1）最高管理責任者：学長

本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

##### （2）統括管理責任者：担当理事

最高管理責任者を補佐し、本学の公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括管理する責任と権限を持つ。

##### （3）コンプライアンス推進責任者：学部長

統括管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、全学的な責任と権限を持つ。

##### （4）コンプライアンス推進副責任者：学科長

各学科における公的研究費の運営・管理について責任と権限を持つ。

##### （5）不正防止計画推進部署：事務局 総務課

統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

(6) 内部監査部門：学長室

最高管理責任者の直轄的な組織として、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。

2. 相談窓口

日本保健医療大学 事務局 総務課

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手 1961-2

TEL : 0480-40-4848

FAX : 0480-40-4860

e-mail : rf-con@jhsu.ac.jp

- ※ 研究費の運営及び管理に関する学内外からの相談を書面、電話、FAX、電子メール、面談等で受け付けております。
- ※ 研究費の不正使用に関する通報及び情報提供に関する事前・事後相談にも対応いたします。

3. 通報窓口

日本保健医療大学 事務局 総務課

〒340-0113 埼玉県幸手市幸手 1961-2

TEL : 0480-40-4848

FAX : 0480-40-4860

e-mail : rf-rep@jhsu.ac.jp

- ※ 研究費の不正使用に関する学内外からの通報及び情報提供を書面、電話、FAX、電子メール、面談等で受け付けております。
- ※ 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用します。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

(注) 上記のメールアドレスは「@」を全角入力の「@」に置換しています。  
ご連絡の際には、半角の「@」に置き換えてご入力をお願いいたします。

以上